皇室事項

御答信

天皇陛下から九月十七日アルメニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十日御答信があった。

天皇陛下から十一月八日カンボジア国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月十六日御答信があった。

天皇陛下から十月一日カナダ国総督閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月十八日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十一月十五日マルギー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十二日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成 22 年 11 月 29 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成22年11月29日から平成22年12月19日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局函館開発建設部及び松前町役場

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、長崎私交通労働組合から、定年延長等の要求に関して、平成22年11月30日以降、同組合の組合員が従事する長崎自動車株式会社の全職場（愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、長崎県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 11 月 29 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、フィンランド航空労働組合から、最低休息日数の削減撤回要求に関して、平成22年11月30日午後８時以降、同組合の組合員が従事するフィンランド航空会社の全職場（千葉県、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 11 月 29 日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、秋田労働局の関係事業主を代表する者渡部鉄栄の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年 11 月 29 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、秋田労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成22年12月８日

４　推薦書及び添付書類提出先　秋田労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

新潟労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日

新潟労働局長　吉松　美貞

第４号中「１時間778円」を「１時間786円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日

新潟労働局長　吉松　美貞

第４号中「１時間776円」を「１時間786円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日

石川労働局長　渡辺　英俊

第４号中「１時間713円」を「１時間716円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日

石川労働局長　渡辺　英俊

第４号中「１時間806円」を「１時間811円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。

石川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 29 日

石川労働局長　渡辺　英俊

第４号中「１時間747円」を「１時間754円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月31日から効力を生ずる。